

男鹿市条例第13号

男鹿市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年男鹿市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
	職名	報酬額	摘要		職名	報酬額	摘要
(略)				(略)			
4	農業委員会 会長	月額	41,000円	4	農業委員会 会長	〃	41,000円
		実績給	予算の範囲内で 市長が定める額			〃	41,000円
	会長職務 代理者	月額	32,000円	〃	会長職務 代理者	〃	32,000円
		実績給	予算の範囲内で 市長が定める額			〃	32,000円
	委員	月額	30,000円	〃	委員	〃	30,000円
		実績給	予算の範囲内で 市長が定める額			〃	30,000円
(略)				(略)			
備考 農業委員会委員の実績給については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、実績に応じて算出した額を当該会計年度の末日までに支給するものとする。							
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。							

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。